

平成24年(ミ)第12号, 第13号 会社更生事件

決 定

東京都港区浜松町一丁目31番

更生会社 株式会社太平洋クラブ

管財人 永 沢 徹

管財人 韓 俊

主 文

本件更生手続を終結する。

理 由

本件更生会社においては、平成25年10月31日に認可された更生計画の定めによって認められた金銭債権総額の3分の2以上の額が弁済され、更生計画に不履行が生じていないことが認められるので、会社更生法239条1項2号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成26年3月27日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 大 竹 昭 彦

裁判官 氏 本 厚 司

裁判官 高 橋 貞 幹

上記は謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 合田智史

